

平成27年11月「過重労働解消キャンペーン」の重点監督結果(概要)

- 長時間の過重労働による過労死に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場等を対象に重点監督を実施。
 - * 5,031事業場に対して監督指導を実施。
 - * このうち3,718事業場（全体の73.9%）で労働基準関係法令違反が認められたため、是正を指導。
 - * 主な違反状況は、違法な時間外労働があったものが2,311事業場（45.9%）、賃金不払残業があったものが509事業場（10.1%）。

👉 主な問題事例

【事例1：道路貨物運送業】

長時間労働などを原因とする労災請求（脳・心臓疾患を発症）があった事業場において、**労災請求者に対し6か月連続で月100時間を超える違法な時間外労働**を行わせていたほか、**深夜業に従事する場合の健康診断を実施していなかったもの**

【事例2：接客娯楽業】

労働条件を書面で明示しないまま学生アルバイトを使用し、時間外・休日労働を行わせてはならないにもかかわらず、月約100時間の違法な時間外労働や休日労働を行わせ、割増賃金を適正に支払っていないかったもの

【事例3：製造業】

7割を超える労働者に36協定の特別条項で定めた回数（年6回）を超えて違法な時間外労働を行わせ、かつ、6割を超える労働者について、時間外労働時間が月100時間（最も長い労働者は月約160時間）を超えていたもの

【事例4：小売業】

長時間労働などを原因とする労災請求（精神障害を発病）があった事業場において、複数の労働者に対して36協定の**上限時間である140時間を超える違法な時間外労働（最も長い労働者で月約180時間超）**を行わせ、かつ、**衛生委員会の構成員に労働者を代表する者を参加させていなかったもの**